

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条第2項ただし書の文部科学大臣が定めるときについて

令和5年4月1日
文部科学大臣決定

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第8条第2項ただし書（規則第15条第1項から第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の文部科学大臣が定めるときは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、当該受給権者に支給した就学支援金の額が既に当該受給権者に通知した就学支援金の額と異ならないときとする。

- 一 特例受給権者である受給権者が、規則第11条第2項又は第4項（これらの規定を規則第15条第1項から第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき収入状況届出書等を都道府県知事（規則第11条第2項及び第4項の規定を規則第15条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、文部科学大臣）に提出した場合であつて、当該受給権者が特例受給権者でなくなった場合
- 二 特例受給権者である受給権者が、規則第11条第5項（規則第15条第1項から第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき収入状況届出書等を都道府県知事（規則第11条第5項の規定を規則第15条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、文部科学大臣）に提出した場合